

災害特報No.3

【緊急！】消費者トラブル注意報 第50号

電話や訪問による勧誘は、相手をよく確かめて！！

本日（4月29日）、県内の被災地域のお宅に、「県から屋根の見積もりに行きます」という電話が架かってきた、という情報が、県消費生活センターに寄せられました。

県では、このような形で修理の見積もりをすることはありません。

壊れた住宅の修理を急がれる方も多いと思いますが、中には災害に便乗した悪質商法のケースもありますので、電話や訪問による勧誘の際には、相手をよく確認し、慎重に対応しましょう。

このほかにも、県内では、次のような事案の情報提供が 있습니다。

①義援金詐欺が疑われるケース

自治体の職員と名乗って民家を訪問し、「地震の被害者への義援金を集めている」と募金活動をする事案がありました。その自治体では戸別訪問は行っておらず、詐欺の可能性があります。

過去の災害においても同じような事案があります。すべてが詐欺とは限りませんが、募金を求められたら、団体名や身分証を確認する、周囲の人と相談するなど、慎重に対応しましょう。

②不審な自動音声の電話

自動音声電話で、地元の1級建築士事務所の「無料相談センター」と名乗り、無料の見積もりや優良業者の紹介を行おうとする事案がありました。以前も同様の相談が 있습니다。

インターネットで検索しても、そのようなセンターは見つからなかったとのこと。

おかしいと思ったら、県や市町村の消費生活相談窓口にご相談をしてください。

熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間 月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前9時から午後5時まで)

現在、宇土市、大津町、御船町、嘉島町、益城町では、災害により消費生活相談が受けられませんので、県の消費生活センターへお電話ください。

休日の場合は、次の機関でご相談いただけます。

独立行政法人 国民生活センター 熊本地震消費者トラブル110番

相談電話 0120-7934-48 (フリーダイヤル)

(相談受付時間 土日・祝日を含む毎日 午前10時から午後4時まで)

※九州地方以外からは、つながりません。

※IP電話の方は、03-5793-4110(有料)をご利用ください。